



東京税理士会四谷支部 所属税理士 登録年月日:2018(平成30)年8月23日

西澤 康一

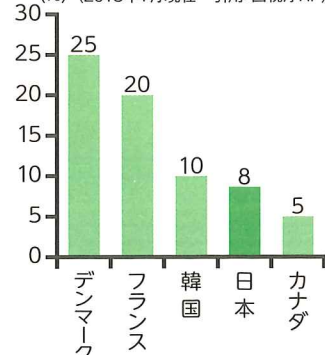
- ①得意分野:法人税、所得税、消費税など
- ②趣味:テニス、ゴルフ、スキー
- ③モットー:一期一会
- ④一言:謙虚にお客様の意見に耳を傾け、税理士としての確かな情報を提供し、経営等のサポートを迅速にかつ丁寧にさせていただきます。どんな質問でもお気軽にご相談ください。

やさしい税金教室

●●● 消費税の国際比較 ●●●

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。引き上げられると同時に、低所得者に対する税負担対策(逆進性対策)として、軽減税率制度も実施されることになりました。消費税導入以来、単一税率を採用していた日本にとっては初めての制度になります。では、諸外国ではどのような制度を導入しているのでしょうか。ここでは簡単に、消費税の国際比較を見ていきます。

(%) (2018年1月現在 引用:国税庁HP)



- ・フランス : 軽減税率の導入
10% ▶ホテル、レストラン、旅客輸出等
5.5% ▶書籍、食料品等
2.1% ▶新聞、雑誌、医薬品等
- ・デンマーク: 軽減税率は設けていないが、例外的に新聞にはゼロ税率を適用。低所得者対策は社会保障給付によって対応。

消費税と同様の間接税制は、ヨーロッパ諸国で「付加価値税」と呼ばれ上記の標準税率で施行されています。高い標準税率を導入しているヨーロッパ諸国では、逆進性対策として軽減税率等を実施している国が多々あります。また、デンマークのように軽減税率適用対象品目のしゅん別が困難であることや、歳入に影響が出ること等から軽減税率を導入していない国もあります。

なお、アメリカでは消費税・付加価値税は導入されておらず、間接税として小売売上税が州ごとに課されています。軽減税率制度が導入されるとは言え、消費税の低所得者に対する逆進性は解消されません。消費税率10%の引き上げ、軽減税率の導入は歴史に残る大きな改正です。ヨーロッパ諸国の軽減税率等を教訓に、税負担の適正化等の議論が深まることを期待しています。

お知らせ

「税制研究」No.75 (再刊第35号) が2月末に発行されます。

購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX: 03-3359-4434



◆公開講座「改正消費税」◆

昨年、10月26日(金)に主婦会館プラザエフに於いて当事務所主催の改正消費税に関する公開講座を開催いたしました。午前・午後の部ともに、多くの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。今後も開催を予定しておりますので、その際には是非ご参加ください。

経営の信条

わたしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731、4734、4735、4737、4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 清水事務所
〒424-0847
静岡県静岡市清水区大坪1丁目7番23号
東海税研ビル3階
TEL. 054-347-1218

◆ 四谷 税研ビル
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
TEL. 03-3351-7401

あとがき

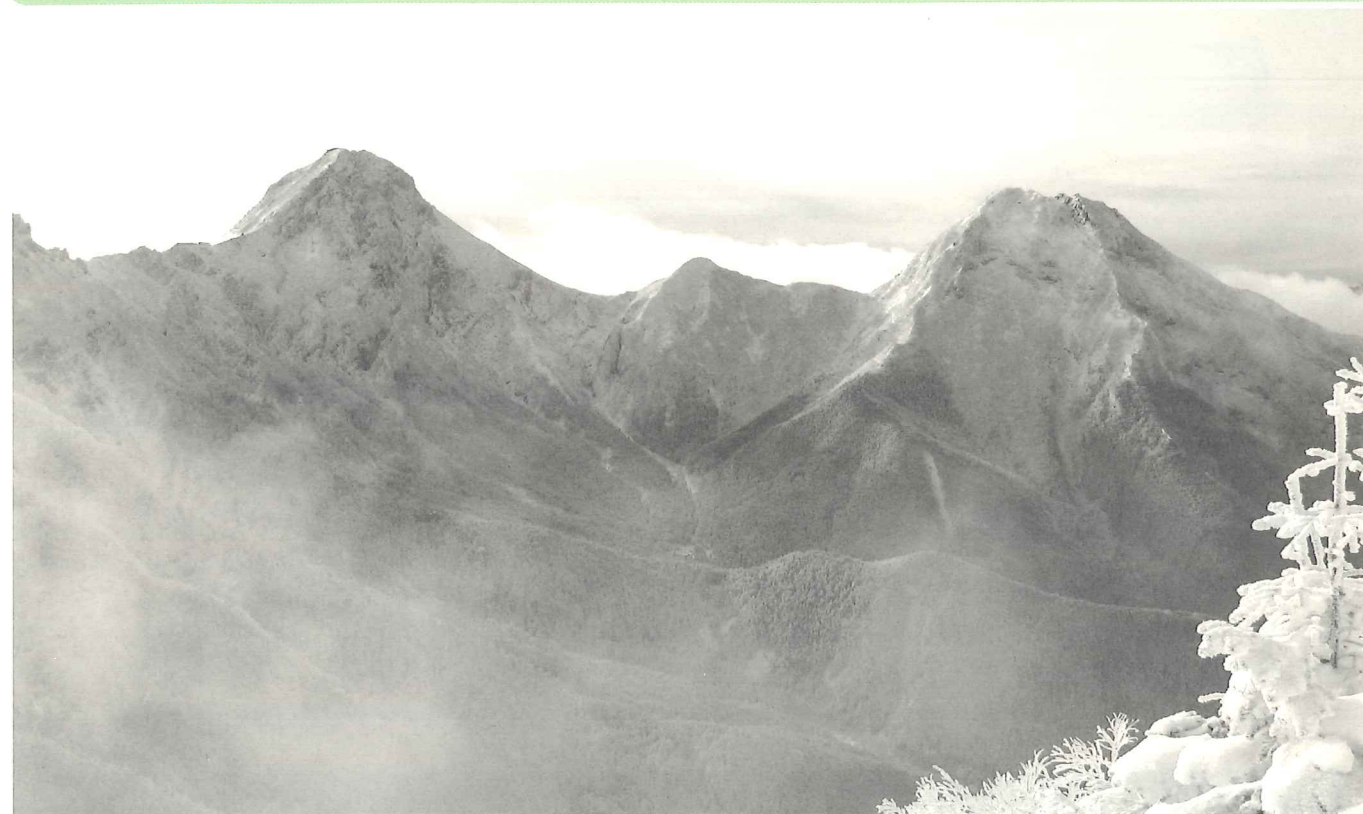
2019年4月1日に新元号が公表され、5月1日より改元されます。政府は「国民生活への影響を最小限に抑える」ため4月に公表するそうですが、1ヶ月しかない状況で本当に混乱はないのでしょうか。カレンダーは? IT業界は? 細かな事でいえば私たちが日々入力している様々なデータの書式も変更しなければなりません。

安倍首相は年頭の挨拶で、いのししのようなスピード感としなやかさを兼ね備えた政権運営に臨みたいと発言していましたが、国民生活の芽を荒らさず、しなやかな目を持ってもらえれば…新しい元号、心穏やかに迎えられるものです。(矢部)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



長野県八ヶ岳(撮影 田中克巳)

代表社員 進藤 雄三

●平成最後の「初夢：政策大転換」

平成もあと少し、5月から新しい元号がスタートします。今年は、暫く「平成最後」や「新元号」のイベントが盛りだくさんで、参議院選や消費税増税の予定もあり忙しい年となりそうです。

しかし足元の日本経済は、アベノミクスの負の側面である超低金利と膨大な財政赤字を抱え身動きが取れません。これらの課題をどう解決していくのでしょうか。

一般に「景気は気から」といいますが、消費低迷の連鎖を解き放つには、大胆な政策転換が必要です。

例えば、

- ・中小企業支援の強化と地方経済の活性化に10兆円規模の予算を付ける。
- ・最低賃金や生活保護の水準を大幅に引き上げる。
- ・医療や教育、少子化対策にも10兆円。

これらにより内需を拡大し雇用者給与の上昇を促す。さらに年金制度を充実させ、老後の不安を解消する。

その財源は逆進性の強い消費税ではなく、担税力豊かな、所得税の分離課税と法人税の特例の廃止、そして法人税への累進税率導入に求める。

●消費税の「増税対策2兆円の愚」

19年度当初予算案は、101兆4,564億円と初めて100兆円を超えました。その主な原因は2兆円を超える消費税増税対策と、政治家の保身のための参議院選を睨んだ負担軽減策です。

消費者向けの増税対策には、次の2つが用意されています。

①ポイント還元

消費の落ち込みを防ぐため、中小の小売店や飲食店等でキャッシュレス決済をすると5%ポイント還元(コンビニは2%、大手スーパーなどは不適用)する。期間は2019年10月1日から2020年6月30日までです。

②プレミアム商品券

消費税負担の逆進性を和らげるため、低所得者と2歳以下の子を持つ世帯に2万円(2.5万円分)の商品券を発行する。2020年3月31日まで有効です。

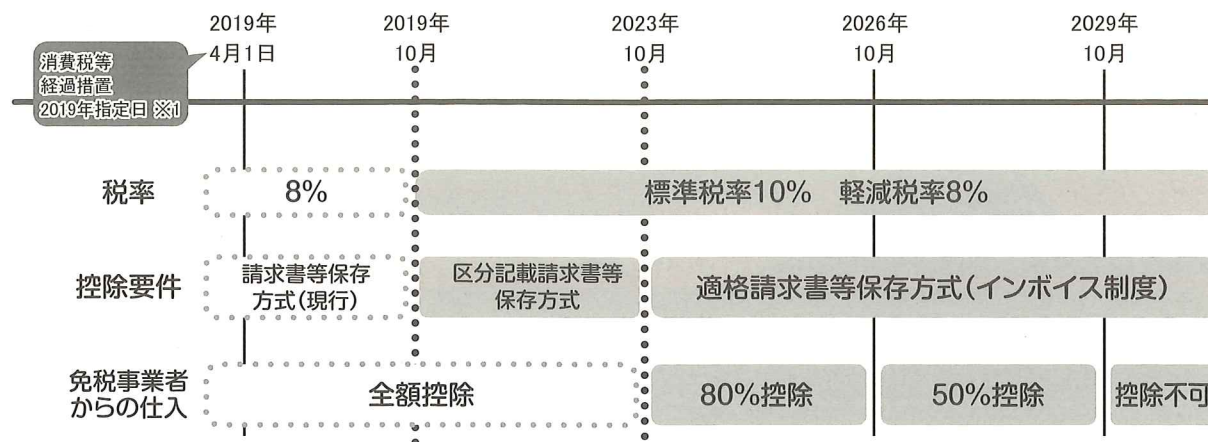
これらは前回の増税時、長期に消費が落込んだ反省を受けての対策ですが、このままでは、消費税率は今年10月に8%から5%へ実質減税となり、2020年7月からは10%と逆に大幅増税で、2020年7月以降の消費の落ち込みを一層増幅しかねません。

消費税増税には反対ですが、一步譲って負担の逆進性を少しでも和らげるためには、プレミアム商品券発行を継続しなければならない事は自明の理です。

税制改正Topics

消費税増税・軽減税率の導入とインボイス制度

① 導入スケジュール



② 軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。

【詳細は当事務所担当者へお尋ね下さい】

※1 2019年3月31日までの間に締結した契約等一定の取引については、改正前の税率(8%)が適用されます。

所得拡大促進税制

従来の所得拡大促進制度が拡充され、3年間延長されました。

〈適用期間〉 法人:2018年4月1日~2021年3月31日に開始する各事業年度
個人:2019年~2021年までの各事業年分

中小企業者等である青色申告の法人または個人事業主が対象となり、設立事業年度は対象外となります。

下記の要件1を満たした場合には、前年度からの給与総額の増加額に対して15%の税額控除ができます。※2

要件1 (当年)継続雇用者給与等支給額 $\geq$ (前年)継続雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$

さらに下記の要件2・3を満たした場合には、前年度からの給与総額の増加額に対して25%の税額控除ができます。※2

要件2 (当年)継続雇用者給与等支給額 $\geq$ (前年)継続雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$

要件3 次のいずれかを満たすこと

- a 教育訓練費※3 が対前年度比10%以上増加
- b 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※2 税額控除の限度額は法人税額(所得税額) $\times 20\%$

※3 国内雇用者の職務に必要な技術、知識を習得させ又は向上させるための費用のこと(一定の条件あり)

2019年税制改正大綱Topics

個人事業者の事業承継税制

2018年に拡充された特例事業承継税制の個人事業者版が新たに創設されることとなります。

概要 相続の場合

認定相続人(事業承継計画に記載された後継者)が、2019年1月1日~2028年12月31日の間に相続等で特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に相続税の納税が猶予されます。

対象資産	特定事業用資産 被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く)の用に供されていた青色申告書に添付される貸借対照表に記載のあるもの ・土地(400㎡までの部分) ・建物(床面積800㎡までの部分) ・一定の減価償却資産
被相続人の要件	・相続開始前に青色申告の承認を受けていること
相続人の要件	・認定相続人であること ・相続開始後に青色申告の承認を受けていること
留意点	・認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付することになります。 ・認定相続人は相続税の申告期限から 3年毎 に継続届出書を税務署長に提出しなければなりません。 ・被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額から債務の額(明らかに事業用でない債務を除く)を控除した額を、猶予税額の計算の基礎とします。 ・この適用を受ける場合には小規模宅地の特例は受けられません。

法人税関連の適用期限の2年間延長

① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年800万円以下:15%)

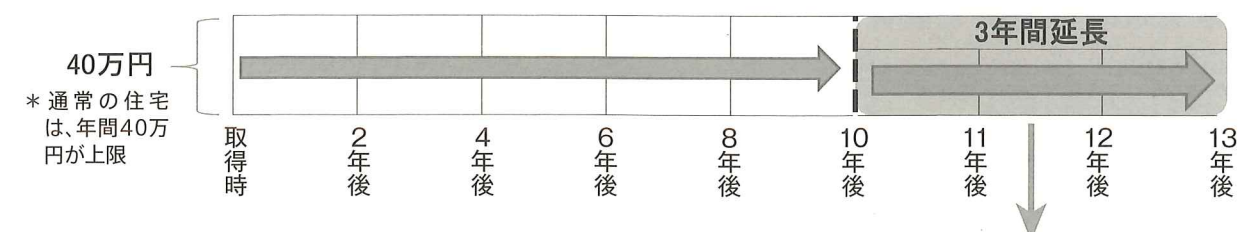
2019年3月31日までに開始する事業年度 → 2021年3月31日までに開始する事業年度

② 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制

2019年3月31日までに取得等 → 2021年3月31日までに取得等

住宅ローン減税の3年間延長

2019年10月1日~2020年12月31日に居住の用に供した場合には、住宅ローン減税が3年間延長されます。



延長後の3年間は、次のいずれか少ない方が控除額になります。

- ・住宅ローンの年末残高(4,000万円が限度) $\times 1\%$
- ・建物購入価格(4,000万円が限度) $\times 2\% \div 3$